

入札説明書

「令和8年度川崎市中央卸売市場北部市場屋外清掃業務委託」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 役務の仕様その他の明細

(1) 仕様書（添付資料）のとおり。

(2) 仕様の明細に関する質問

質問は必ず書面（電子メール）により、令和8年3月11日（水）午後5時までに北部市場管理課管理係あてに提出してください。

(3) 質問に対する回答

質問書に対する回答は、質問が提出された場合にのみ令和8年3月13日（金）午後5時までに全参加者あてに電子メールにて回答文書を送付します。

2 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、入札参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません（入札時に委任状を提出してください）。

3 契約事務を担当する部局の名称及び所在地

川崎市宮前区水沢1-1-1

経済労働局 中央卸売市場北部市場管理課 管理係

電話：044-975-2213

電子メール：28hokan@city.kawasaki.jp

4 その他必要な事項

(1) 入札方法

入札は、所定の入札書をもって行い、入札書に入札件名を記載した封筒に入れて提出してください。

(2) 入札金額

入札書に記載する金額は消費税抜きの総額を記載してください。

(3) 再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います（開札に立ち会わない者は、再度入

札に参加の意思が無いものとみなします)。

(4) 添付書類等

- ア 委託契約約款
- イ 仕様書
- ウ 入札参加申込書
- エ 委任状
- オ 入札書

以上

川崎市委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書及び図面をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(日程表の提出)

- 第2条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務日程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第4条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第6条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(再委託の禁止等)

- 第5条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
- 2 受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

- 第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(個人情報適正な維持管理)

第6条の2 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(調査等担当職員)

第7条 発注者は、調査又は監督等を担当する職員をおくときは、その氏名及び権限を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場代理人等)

第8条 受注者は、業務施行上必要な現場代理人又は使用人（ただし、法令により技術上の管理をつかさどる資格が要求される場合は、現場代理人又は使用人は、当該資格者であること。）をおくときは、業務着手前に、発注者に書面による通知をしなければならない。

2 発注者は、現場代理人等が業務施行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは委託契約金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第10条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託契約金の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務の報告又は調査)

第12条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

(損害の負担)

第13条 業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

第14条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理した日から10日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査をうけなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前2項の規定を準用する。

4 受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。

(委託代金の支払)

第15条 発注者は、前条に規定する検査合格後において、受注者の適法な請求をうけた日から起算して30日以内に、委託代金を支払うものとする。

(部分使用)

第16条 発注者は、第14条の規定による引渡し前においても、業務の全部又は一部を受注者の書面による同意を得

て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(前払金の請求及び支払の時期)

- 第17条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と履行期間を保証期間として同条第5項に規定する前払金保証に関する契約を締結した上、その保証証書を発注者に寄託して委託代金の10分の3以内で発注者が定める額の前払金を請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 前払金の支払いの時期は、第1項の請求があった日から15日以内とする。

(前払金の使用等)

- 第18条 受注者は、前払金を当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(内払)

- 第19条 発注者は、業務の完了前に業務既済部分の相当金額が委託契約金の10分の5に達したときは、当該既済部分に相当する金額の10分の9以内において、委託契約金の一部の支払いをすることができる。

(契約不適合責任)

- 第20条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後、当該成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第20条の2 発注者は、引き渡された成果物に関し、第14条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年を経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不

適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第21条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額とする。
- 3 損害金は、委託代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、第15条の規定による委託代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 正当な理由がないにもかかわらず第20条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (6) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第22条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。
- (8) 第22条の5又は第22条の6の規定によらないで契約解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の任意解除権)

第22条の3 第22条及び前条に規定する場合のほか発注者は、発注者の都合により必要があると認めたときは、契約を解除することができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条の4 第22条又は第22条の2に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第22条の5 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第22条の6 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により業務内容を変更したため委託契約金が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条の7 第22条の5又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第23条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する委託代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。
- 4 第2項の既済部分の委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 第22条、第22条の2又は第35条第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。
- 6 第22条の3、第22条の5又は第22条の6の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第23条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第22条又は第22条の2の規定により契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等
- 3 第1項の損害賠償金は、委託代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(解除に伴う措置)

第24条 契約が解除された場合において、第17条の規定による前払金があったときは、受注者は、第22条、第22条の2又は第35条第1項の規定による解除にあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第22条の3、第22条の5又は第22条の6の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 受注者は、契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。
- 4 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取り片付けに要する費用（以下「撤去費用」という。）は、次の各号に掲

げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

- (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第 22 条、第 22 条の 2 又は第 35 条第 1 項によるときは受注者が負担し、第 22 条の 3、第 22 条の 5 又は第 22 条の 6 によるときは発注者が負担する。
 - (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。
- 5 第 3 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第 1 号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 6 第 2 項前段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 22 条、第 22 条の 2 又は第 35 条の第 1 項によるときは発注者が定め、第 22 条の 3、第 22 条の 5 又は第 22 条の 6 の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 2 項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に対する賠償金等)

第 2 5 条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- (1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に該当する行為又は同項第 6 号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前 2 項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の 10 分の 2 に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第 1 項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(保険)

第 2 6 条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(発注者への報告等)

第 2 6 条の 2 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 9 条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他)

第 2 7 条 この約款に定めのない条項については、川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)によるほか発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(特定業務委託契約における台帳)

第 2 8 条 受注者は、川崎市契約条例(昭和 39 年川崎市条例第 14 号。以下「条例」という。)第 8 条第 1 号に規定する台帳(以下「台帳」という。)を条例第 7 条第 1 項に規定する対象労働者(以下「対象労働者」という。)の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置かななければならない。

2 受注者は、台帳の写しを、発注者が指定する期日までに発注者に提出しなければならない。

(特定業務委託契約に係る事項の周知)

第 2 9 条 受注者は、次に掲げる事項を、契約に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付しなければならない。

- (1) 対象労働者の範囲

- (2) 条例第7条第1項に規定する作業報酬下限額
- (3) 条例第9条の申出をする場合の申出先
- (4) 対象労働者が条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(特定業務委託契約における対象労働者からの申出への対応)

第30条 受注者は、条例第9条の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。

(特定業務委託契約における作業報酬の支払)

第31条 受注者は、対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていない場合にあつては条例第8条第5号に規定する基準額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回る場合にあつてはその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

(特定業務委託契約における不利益取扱いの禁止)

第32条 受注者は、対象労働者が条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(特定業務委託契約における立入調査等)

第33条 受注者は、条例第10条第1項の規定による発注者からの報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

(特定業務委託契約における是正措置)

第34条 条例第10条第1項又は第2項の報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が第28条から前条までに定める事項に違反していると発注者が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、受注者は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を発注者が指定する日までに発注者に報告しなければならない。

(特定業務委託契約における解除の特則)

第35条 発注者は、受注者が条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の必要な措置を講じず、又は同条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定による解除によって受注者に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わない。

清掃業務委託仕様書(表紙)

- 1 件名
- 2 履行場所
- 3 業務期間
- 4 施設担当
- 5 業務内容

令和8年度川崎市中央卸売市場北部市場屋外 清掃業務委託					
川崎市宮前区水沢1-1-1 川崎市中央卸売市場北部市場					
令和8年(西暦2026年)4月1日～令和9年(西暦2027年)3月31日					
担当課名	経済労働局中央卸売市場北部市場管理課	担当者名	堀越 佳彦	電話番号(外線)	044-975-2213

別紙様式1～5のとおり(清掃コード一覧表を含む。)

清掃業務委託仕様書(様式1 毎月分)

(毎月分)

(面積は少数点以下切り捨て、以下同じ。)

	清掃の種類	場所、材質等	面積又は数量	回数	清掃時間又は作業月等	清掃コード・その他	
毎月実施する業務	日常清掃	地上駐車場、構内道路、建物周囲	約66,430 m ²	毎 回	屋外清掃特記仕様書(別紙)のとおりに	29 特記事項参照 (屋外の拾い掃き)	
		灰皿設置場所	10 箇所	毎 回		5 特記事項参照 (吸殻・紙屑処理と容器清掃)	
	定期清掃	市場外周植栽地	約1,000 m ²	月4 又は 月5 回		29 特記事項参照 (屋外の拾い掃き)	
		市場内植栽地	約28,000 m ²	月2 回		29 特記事項参照 (屋外の拾い掃き)	
		屋上駐車場	約28,000 m ²	月1 回		26、29、46 特記事項参照 (排水溝の清掃、屋外の拾い掃き、草刈り)	
		東西スロープ	約800 m ²	月1 回		26、29、46 特記事項参照 (排水溝の清掃、屋外の拾い掃き、草刈り)	

※清掃コードについては清掃コード一覧表(小分類1~46)を参照してください。

清掃業務委託仕様書(様式3 随時分)

(随時分)

	清掃の種類	場所、材質等	面積又は数量	回数	清掃時間又は作業月等	清掃コード・その他
随時実施する業務				回		
				回		
				回		
				回		
				回		
				回		
				回		
				回		
				回		

清掃業務委託仕様書(様式4 業務の特記事項)

(毎月業務・随時業務の中の特記事項)

	業務内容	回数	注意事項等
業務の特記事項	● 灰皿清掃(日常清掃に含む)	毎回	灰皿の吸殻を取り除き、灰皿を清掃し、水を補給すること。
	● 廃棄物の収集(様式1に記載)	毎回	清掃で収集した廃棄物は所定の集積所へ移動させること。
	● 廃棄物の分別・計量(様式1に記載)	毎回	所定の集積所にて分別・計量を行うこと(方法等は屋外清掃特記仕様書(別紙)参照)。
	● 粗大ゴミの収集(様式1に記載)	随時	粗大ゴミ(家具・家電・廃パレット等)を所定の場所へ移動し、分別すること。
	● 草刈り(様式1に記載)	随時	排水口や壁際等から生えた雑草の除去(草刈り)を行うこと。
		その他[]	
	その他[]		
<p>※該当する業務の左側に●をつけてください。</p> <p>※回数は、年何回／月何回／週何回／毎日／適時のように記載してください。</p>			

清掃業務委託仕様書(様式5 説明事項ほか)

(主な設備個数)

※別添の「清掃範囲図」を参照。			

(受託者が用意する消耗品について—あれば必ず記入してください。)

※別添の「特記仕様書」及び「参考例示」を参照。			

(受託者に対する一般的注意事項)

- ・この仕様書は、作業の大要を示すものであり、記載のない事項でも市と協議のうえ委託金額の範囲内で実施する。詳細は特記仕様書等を確認すること。
- ・清掃業務の実施にあたっては火災、盗難その他の事故が発生することのないように注意すること。
- ・清掃業務に使用する器具及び材料は、広域かつ大型の廃棄物が多い市場の特性等を踏まえ、作業内容に最も適したものをを用いること。
- ・清掃業務の実施にあたって移動した施設の備品、物品等は必ず元の位置にもどしておくこと。
- ・清掃業務に従事する者は、作業中又はその他で知り得た市の業務に関する情報を他人に漏らさないこと。
- ・清掃業務に従事する者は、作業中は一定の作業衣を着用すること。
- ・清掃業務において備品等を破損させたときは、直ちに市の担当者に報告し、その指示に従い原状回復すること。この費用は清掃業者の負担とする。
- ・清掃業務終了後、市の指定する者の検査を受け、作業に不十分な点があるときは指示に従い完全な清掃をすること。
- ・清掃業務にあたって、受託者は施設管理者が図示した範囲内で施設に立ち入ることができる。但し市の業務の支障にならないようにすること。
- ・収集した廃棄物は飛散等しないように留意するとともに、廃棄物の種類に応じて分別をすること。

清掃コード一覧表(仕様書の一部として必ず一緒にとじてください。)

(作業一覧・日常的なもの)

1	床の掃き	11	マットの除塵	21	エレベータ操作盤を拭く
2	床の拭き	12	窓台の清掃	22	エレベータ扉溝の清掃
3	カーペット床の除塵	13	ドアの清掃	23	エスカレータガード・パネルの清掃
4	カーペット床のしみ取り・補修	14	手すりの清掃	24	エスカレータ踏台の清掃
5	吸殻・紙屑処理と容器清掃	15	吸殻・紙屑・汚物処理と容器清掃	25	床の拾い掃き
6	壁面の除塵	16	衛生陶器の清掃	26	排水溝の清掃
7	スイッチ回りの清掃	17	洗面台・鏡の清掃	27	バスタブ・シャワー室の清掃
8	什器・備品類の清掃	18	ペーパー・水石鹼の補給	28	散水による水洗い
9	金属類の清掃	19	茶殻・紙屑処理と容器清掃	29	屋外の拾い掃き
10	扉・ガラスドアの清掃	20	流し台の清掃		

(作業一覧・定期的／随時的なもの)

30	床面の補修	37	ドアのスポット洗浄	44	外柱の清掃
31	床の表面洗浄	38	手すりの洗剤拭き	45	荒天時の作業
32	床の剥離洗浄	39	巾木の洗剤拭き	46	草刈り
33	カーペット床のスポット清掃	40	照明器具の除塵		
34	カーペット床の全面清掃	41	タイル床の洗剤洗い		
35	壁面のスポット清掃	42	換気扇の清掃		
36	フロアマットの洗浄	43	コンクリート床の洗浄		

屋外清掃特記仕様書（別紙）

本特記仕様書は、「様式4 業務の特記事項」に記載するもののほか、業務内容及び留意事項等について特記すべき事項について記載する。

1 用語の定義

この仕様書において「廃棄物」とは、市場で発生する事業系一般廃棄物、産業廃棄物（不法投棄を含む。）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第2条に定義する「廃棄物」をいう。

2 廃棄物の収集及び分別

- (1) 日常清掃及び定期清掃により収集した廃棄物については、一般廃棄物及び産業廃棄物（金属くず、ガラス類、ビン、缶、ペットボトル、廃プラスチック類等）に分別し、「集積所A（別紙1 配置図参照）」に集め、受注者が用意する計量器（計量をするための器具、機械又は装置（計量法第2条第4項））により分別ごとに計量を行い、作業日報（別紙2 様式）に記録すること。

※集積所A付近には、電源を確保する場所はないため、充電式の計量器を用いる場合、その電源については、受注者が確保すること。

- (2) 廃棄物の収集にあたっては発注者が貸与するコンテナを使用する等、効率的に収集すること。なお、場内の清掃において収集される主な廃棄物は、次表のとおり。

区分	主な廃棄物
一般廃棄物	枯葉、生ごみ等
産業廃棄物	廃発泡スチロール、廃プラスチック類、ビン、缶、ペットボトル等

廃発泡スチロールについては、同じようなサイズのものを揃えてヒモで縛ってから、市場内の廃発泡スチロール処理場（別紙1 配置図参照）へ受付時間内に納入すること。

- (3) 発注者が臨時に自ら収集した一般廃棄物及び産業廃棄物（場内植栽の枝（太さ10cm、長さ50cm未満）等）について、発注者の指示により、「集積所A」まで移動すること。なお、廃棄物（枝や落葉等）については発注者が自ら収集袋に入れ、受注者へ引き渡すものとし、「集積所A」への移動の日程については発注者及び受注者の協議により、都度定めること。

年間収集量見込み：収集袋（100L）×50袋程度

- (4) 定期清掃のうち、「市場外周植栽地」の「屋外の拾い掃き（コード29）」にあたっては、市場外周が市民の通行する歩道であることに留意し、清掃作業時の通行スペースや安全の確保を行うとともに、歩道上に落枝などの危険性のある落下物等を見つけた際には、発注者への速やかな報告もしくは落下物の除去等の対応を行うこと。また、市場外周の美観・衛生確保に努めること。

- (5) 定期清掃のうち、「屋上駐車場」及び「東西スロープ」の「排水溝の清掃（コード26）」については、雨水等により排水溝に集積した落葉等の廃棄物の収集及び目詰まりを起こしている砂等の除去を行うこと。なお、筒状の排水管内部の清掃は本委託に含まない。

また、「屋上駐車場」及び「東西スロープ」の「草刈り（コード46）」については、排

水溝や壁際等から生えた雑草の除去を行うものとするが、屋上駐車場内にある腰高の植栽地については雑草の除去（草刈り）範囲の対象外とする。ただし、屋上駐車場内の当該植栽地も「屋外の拾い掃き（コード29）」の範囲には含む。

(6) その他、場内に放置された粗大ゴミ（廃パレットや冷蔵庫等の大型の廃棄物等）は、原則として発注者が処分等の指示の貼り紙をした後、速やかに「集積所A」へ移動すること。客観的に粗大ゴミであることが明らかであるものについては、発注者の確認・指示を待たず、作業者の判断により「集積所A」へ移動することも可とするが、その際は移動した粗大ゴミの種類、数量、捨てられていた場所等の概要情報を作業日報の「連絡事項等」欄に記載する等して、発注者へ報告すること。

(7) 「集積所A」に移動した産業廃棄物（混合物として処分できない粗大ゴミ等）は、一定数量が集積した段階で、発注者の指示のもと「集積所B」へ移動すること。「集積所B」への移動の際は、必ず市職員の立会いのもと、その指示に従って行うものとし、産業廃棄物の種類（家電、蛍光灯、液体、電池・バッテリー類等）に応じて分別して搬入すること。

年間収集量見込み：100 m³程度

(8) 収集した廃棄物の処分は、別途、発注者が契約する処理業者が行う。

「集積所A」に収集した廃棄物のうち、産業廃棄物（混合物（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス陶磁器くず等）は一定数を集積した段階で、発注者と契約した処理業者が設置する収集運搬用のコンテナ（8 m³程度予定）内へ移動すること。移動の際には、コンテナ内へ投入した産業廃棄物がコンテナの高さを超えないようにすること（コンテナ回収頻度：月2回予定）。

また、「集積所A」に収集した廃棄物のうち、一般廃棄物については発注者が貸与する清掃用コンテナに集積すること。なお、清掃用コンテナ内の一般廃棄物については、発注者と契約した処理業者が収集するもの（水産物の休市日を除く月曜日から土曜日の9時予定）であることに留意し、当該業者が収集しやすいように集積を行うこと。

なお、「集積所B」に移動した産業廃棄物は、一定数を集積した段階で、発注者が別途処理業者と契約し、処分を行う。

(9) 廃棄物の集積場所は、別紙1配置図のとおりとする。

3 清掃作業日及び作業時間

(1) 日常清掃の作業日は、別紙3の作業日程表記載の「清掃作業日」とおりとする。

(2) 定期清掃の作業日は、原則として別紙3の作業日程表記載の「清掃作業日」から受注者が選択してスケジュール案を作成し、発注者の了承をもって決定する。

ただし、10～12月の市場外周植栽地の清掃実施については、月5回行うこととする。

なお、作業効率の向上等が認められる場合には、発注者と協議し了承を得た上で「清掃作業日」以外の日に作業を行うことも可とする。

(3) 令和9年（西暦2027年）1月から3月までの清掃作業日については、市場の休業日が決定次第、発注者から知らせるものとする。（例年10～11月ごろ決定。）

※ 今年度指定作業日数（実績）：令和7（西暦2025）年度は253日

※ 令和8年度指定作業日数（見込）は253日

(4) 作業は、原則として午前8時30分から午後4時までの間に行うこと。作業時間の延長等が必要な場合は、あらかじめ発注者と受注者が協議した上で実施すること。

- (5) イベント開催日（時期未定）や年末（令和8年12月27日から30日頃）は、例年、早朝から駐車場の空きを待つ車両等で市場内外が混雑する可能性があるため、清掃作業員の安全確保の観点から、混雑解消後に作業を実施することを基本として、あらかじめ発注者と受注者が協議を行い、作業時間及び作業内容を定めるものとする。

4 作業予定及び作業報告

- (1) 受注者は、毎月の作業予定表を前月の25日（土日祝日の場合は翌営業日）までに発注者に提出し、予定表に従って本業務を実施すること（4月分については、契約締結日から7日以内に提出すること）。なお、作業予定表はメールでの提出も可とする。
- (2) 作業終了後は、本業務の実施状況及び施設の汚れや損傷、不法投棄の状況等について作業日報を作成し、清掃作業日の翌日（翌日が清掃作業日でない日の場合は、次の清掃作業日）に発注者に提出し報告すること。
- また、定期清掃については清掃前後の様子を写真に記録し、任意の様式に整理した上で各月の委託業務完了届に添えて提出すること。ただし、発注者が必要とするときは、その求めに応じて随時写真を提出すること。
- なお、作業日報及び写真は、メールでの提出も可とする。
- (3) 月ごとに委託業務完了届を作成し、当月末日から7日以内に提出すること。委託業務完了の確認については、日頃からの発注者による清掃作業後の現場巡回確認に加え、事前提出書類（現場作業責任者等届など）や日々の作業状況を報告する作業日報も照らし合わせつつ発注者は検査し、不足等がある場合は受注者に対応を指示し、受注者はこれに対応するものとする。また、委託業務完了届について発注者の確認を受けた後、当該月の委託料を速やかに請求すること。なお、委託料の支払いについては、年額を12回分に分割して毎月支払うものとし、内訳は（別紙）支払内訳書のとおりとする。また、消費税及び地方消費税額については請求額に対し10%を乗じて請求すること。

5 作業体制及び備品等

- (1) 作業員の人員配置や業務執行体制等については、業務を適切に実施できるよう関係法令等遵守のうえ、受注者の責任において行うこと。また、業務の実施にあたっては作業主任者を配置し、作業員等を指揮監督しなければならないものとし、事前に「現場作業責任者等届」を発注者に提出すること。
- (2) 作業員は、作業中に受注者の作業員であることが分かる作業着等を着用すること。
- (3) 作業員の待機所及び清掃用具入れについては、発注者の指定した場所とする。
- (4) 発注者と受注者は、下記の表に基づき本委託に必要な物を分担して用意する。

項目	発注者 (川崎市)	受注者
本委託業務を遂行するのに必要な車両、設備、器材（別紙4：参考例示を参照）	—	○
清掃用コンテナ	○	—
本業務に必要な事務用品・清掃用具等の消耗品（別紙4：参考例示を参照）	—	○

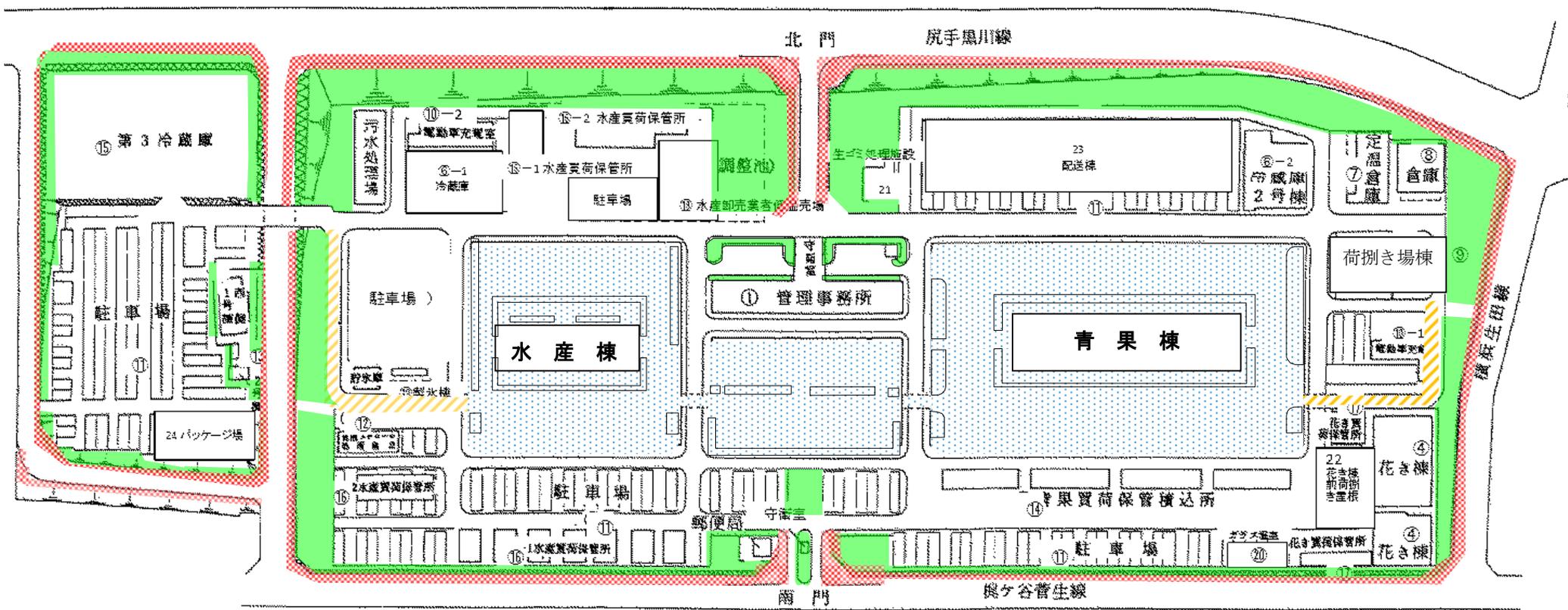
※本委託業務を遂行するのに必要な車両、設備、器材は、集積所Aに置くことができる。

※発注者が貸与する清掃用コンテナは10台。(富士重工製コンテナSCB700 フタ、キャスター、持手付 外寸(mm)：1574×688×1106 内寸(mm)：1350×545×912 内容量(L)：700 ※同等品を含む。)

6 その他の作業実施要領及び留意事項

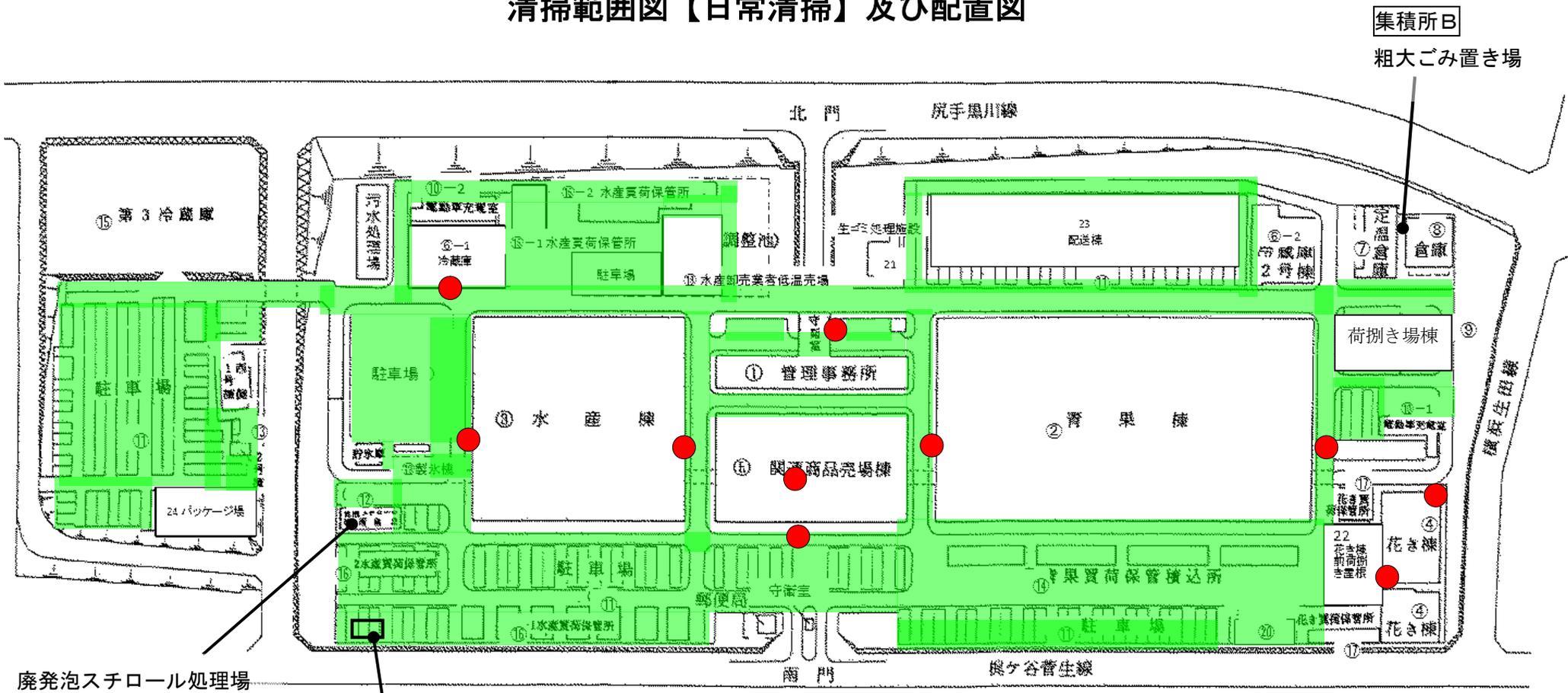
- (1) 市場の業務に支障のないように十分注意し本業務を実施すること。特に車両及び通行人の通行の支障とならないように作業を行うこと。
- (2) 市場施設に損害を与えないよう十分注意し作業すること。また、作業上での衛生及び安全管理に留意すること。
- (3) 作業中に発注者の備品等を破損した場合は、受注者は直ちに発注者に報告するとともに、原状回復を図りその費用を負担すること。
- (4) 発注者が貸与するコンテナのキャスターに不具合が生じた際は、発注者が用意するキャスターを受け取り、受注者自身でキャスターの交換作業を行うこと。不要となったキャスターについては、発注者に返却すること。
- (5) 受注者及び受注者の使用人が本契約にかかる業務中の第三者に対する事故、損害については受注者が責任を持って処理を行うこと。
- (6) 事故発生等その他緊急に報告することを要する事項については、その都度速やかに発注者に報告すること。
- (7) 場外からごみを持ち込む者や不法投棄者への指導を発注者と連携して行うこと。
- (8) 発注者の指示があった場合には、発注者が契約する一般廃棄物収集運搬委託業者及び産業廃棄物収集運搬委託業者等と連携を図り、その業務に協力すること。
- (9) 積雪時には、発注者の指示に従い、日常清掃に代えて雪かきを行い、市場内の円滑な通行の確保に努めること。
- (10) 強風時には、場内及び市場周辺の廃棄物が普段よりも散乱するため、場内安全確保の観点から、歩道や通行量の多い共用通路上に散乱する廃棄物から優先的に収集するなど必要な措置を講じること。また、台風接近時など、清掃作業員の安全確保が困難と見込まれる際には、発注者の指示により作業の中止・作業内容の縮小等を行うものとする。
- (11) 本市場の特徴として場内及び市場外周に植栽が多くあることから、落葉が増える季節には大量の落葉の収集運搬に適した設備・用具を用いるなど、業務効率を上げるために必要な措置等を講じること。
- (12) 本業務の履行に際しては、作業現場の状況（集積所等の様子、発泡スチロールや粗大ゴミ等の市場内の廃棄物の特徴等）について、別紙5現場説明写真等を十分に確認し、適切な作業体制を整えること。
- (13) その他、本仕様書に記載されていない事項及びこの仕様書の内容に疑義が生じた場合には、発注者と受注者の協議の上決定すること。

清掃範囲図【定期清掃】（市場外周植栽地・市場内植栽地・屋上駐車場・東西スロープ）



-  市場外周植栽地
-  市場内植栽地
-  屋上駐車場
-  東西スロープ

清掃範囲図【日常清掃】及び配置図



廃発泡スチロール処理場

集積所A

一般廃棄物集積所、産業廃棄物（廃プラスチック類、ビン、缶、ペットボトル等）及び作業車両置き場

■ 日常清掃範囲

● 灰皿設置場所（10箇所）

担当	係長

※発注者使用欄

屋外清掃作業日報

実施日	令和 年 月 日()	報告者	
-----	-------------	-----	--

※作業実施日の翌日までに管理課に提出してください。

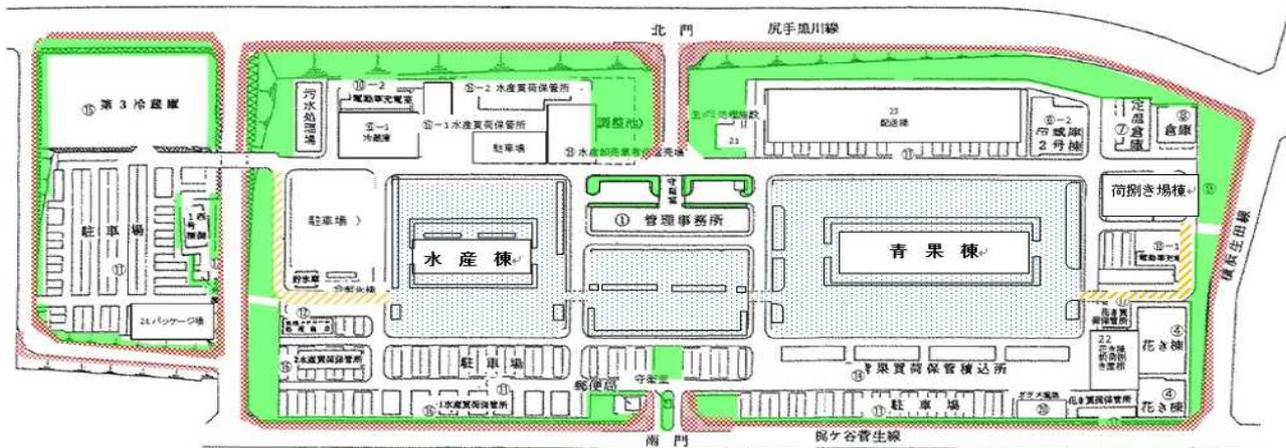
日常清掃			
実施場所	実施時間	作業員(従事された方にチェック)	
地上駐車場	時 分～ 時 分		
構内道路	時 分～ 時 分		
建物周囲	時 分～ 時 分		
ごみ集積場	時 分～ 時 分		
灰皿設置場所10箇所	時 分～ 時 分		
一般廃棄物収集量(kg)		【連絡事項等】	
kg			
産業廃棄物収集量(kg)			
廃プラ類	kg		
缶	kg		
ペット	kg		
びん	kg		
ガラスくず	kg		
木くず	kg		
その他(混合物)	kg		
日常清掃・作業主任者確認		確認時間	午後・午前 時 分

定期清掃			
実施場所	実施時間	作業員(従事された方にチェック)	
市場外周植栽地 4～9月及び1～3月(月4回) 10～12月(月5回)	時 分～ 時 分		
市場内植栽地(月2回)	時 分～ 時 分		
屋上駐車場(月1回)	時 分～ 時 分		
東西スロープ(月1回)	時 分～ 時 分		
【連絡事項等】			
定期清掃・作業主任者確認		確認時間	午後・午前 時 分

※裏面の清掃範囲図に斜線やマーカー等で清掃した範囲が分かるように記入してください。

※別途、作業前後の写真を提出してください(データ提出可)。

清掃範囲図【定期清掃】(市場外周植栽地・市場内植栽地・屋上駐車場・東西スロープ)



- 市場外周植栽地
- 市場内植栽地
- 屋上駐車場
- 東西スロープ

※清掃範囲について、屋外清掃作業予定表と異なる箇所を清掃する場合は管理課と協議し同意を得てください。

※台風等の風雨により予定表と異なる日に清掃が必要となった場合は清掃箇所について管理課の指示に従ってください。

令和8年度川崎市中央卸売市場北部市場屋外清掃作業日程表

○ …清掃作業日 (開場日)
 …市場の休業日及び水産・関連の臨時休業日
 ○ …清掃作業日 (水産・関連の臨時開場日)

合計作業日数 253 日

【4月】作業日数 21日

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

【5月】作業日数 21日

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

【6月】作業日数 22日

日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

【7月】作業日数 21日

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

【8月】作業日数 20日

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

【9月】作業日数 20日

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

【10月】作業日数 23日

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

【11月】作業日数 21日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

【12月】作業日数 23日

日	月	火	水	木	金	土
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2027年(令和9年)1~3月(※令和7年度実績見込み)

【1月】作業日数 19日

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

【2月】作業日数 20日

日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

【3月】作業日数 22日

日	月	火	水	木	金	土
28	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

※【令和8年度1~3月の清掃作業日程について】

令和8年度(令和9年)1~3月は開場日が未定であるため、令和7年度(令和8年)1~3月の開場日及び清掃作業実績を基にして算出した見込み作業日程を令和9年カレンダーに参考記載したものを。

正式な清掃作業日は、決定次第、発注者から知らせるものとする。(例年10~11月ごろ決定)

※青果は上記以外にも臨時休業日あり。花きは上記と異なり、原則水曜開場・土曜臨時休業。

【参考例示】 北部市場屋外清掃に使用に適した車両・機材・清掃用具等

車両・機材・清掃用具等	内 容
  	<p><u>ターレットトラック、ワンボックス車、幌付き車</u> ※場内に散乱した廃発泡スチロールのうち、排出者を特定できなかったものについて、効率良く廃発泡スチロール処理場へ運搬するためなどに使用することが想定される（荷台部分に積んだ荷が風により飛ばされにくい構造になっている車両）。</p> <p>※日常清掃の範囲（場内に散乱した廃発泡スチロールやダンボール、その他廃プラスチック類、木くず、金属くずなどの収集）で、毎回利用することが想定される。</p>
	<p><u>フォークリフト</u> 放置された粗大ゴミの収集や集積所Aに集積した粗大ゴミを、集積所Bへ移動するために使用することが想定される（粗大ゴミには、廃パレットや大型冷蔵庫等の重量物が含まれる。日常清掃の範囲で、1か月に1回程度の利用を想定）。</p> <p>※作業範囲が広範かつ相当の重量の運搬となる粗大ゴミの収集・移動作業については、安全性・効率性の確保の観点から、例示車両を使用することが想定される。</p>
 	<p><u>その他清掃用具</u> ほうき、ちりとり、ゴミ袋、軍手、ビニール手袋、その他。掃き掃除、ごみ拾い、集めたゴミの整理に必要なもの一式。</p> <p>※当市場は敷地が広大であり作業の効率化を図るため、道路・駐車場清掃にスイーパー、落葉処理にブロワー等の専用機器を使用することが想定される。</p>

1. ゴミ集積所 A



2. 産業廃棄物収集運搬用コンテナ（8 m³程度予定） ※ゴミ集積所 A の近くに設置



3. ゴミ集積所 B



4. 粗大ゴミ例



5. 廃発泡スチロール（不法投棄）



6. 廃発泡スチロールの束ね方事例、搬出先（廃発泡スチロール処理場）



6. 屋上駐車場（排水溝の清掃、雑草（草刈り対象））



7. 市場外周の落枝など危険性のある落下物



8. 市場内の落葉



9. 灰皿



入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)
川崎市長

業者コード ()
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 ㊟

令和8年2月26日付けで公告された次の一般競争入札に参加を申し込みます。

- 1 件名 令和8年度川崎市中央卸売市場北部市場屋外清掃業務委託
- 2 履行場所 川崎市宮前区水沢1-1-1 川崎市中央卸売市場北部市場
- 3 業種・種目 業種:屋外清掃 種目:道路清掃
- 4 確認事項
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者であること。
 - (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者であること。
 - (4) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者であること。
 - (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項に定める中小企業者であること。
 - (6) 令和3年度から令和7年度の間、本市その他の官公庁との間に2件以上の類似の契約履行実績(1件500万円以上の屋外清掃業務、ただし元請に限る。また、本市との契約については業種「屋外清掃」の契約に限る。)を有すること(実績を証明できる契約書の表紙の写しを入札参加申込書と共に提出すること)。
- 5 提出書類等 「4確認事項(6)」について実績を証明できる書面(契約書の表紙写し)

委任状

私は令和8年2月26日公告の一般競争入札（件名：令和8年度川崎市中央卸売市場北部市場屋外清掃業務委託）において、次の者を代理人として定め、次の事項に関する権限を委任します。

- 委任事項
- 1 入札（見積り）に関すること。
 - 2 開札の立会いに関すること。

令和8年 月 日

（あて先）川崎市長

委任者（代表者）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

受任者（代理人）

所在地

商号又は名称

受任者職氏名

⑩

入札（見積）書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

代 理 人 名

印

次の金額で請負（供給）したいので川崎市契約規則を堅く守り入札（見積り）
します。

		十億			百万			千			円
--	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

(件 名)

(履行場所)

- 注 1 本書は、入札（見積り）件名を記載した封筒に封入してください。
2 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入し、頭初に¥を記入してください。
訂正したものは無効とします。
3 代理人が入札をする場合は、代表者及び代理人の記名押印が必要です。